

[論文]

業者テスト「追放」後の動向とその影響力（第一次報告）

岡安 翔平(人間総合科学研究科博士前期課程教育学専攻・1年)

1. 問題の所在

現在、高等学校（以下、高校）については、「進学率は98%に達し、国民的教育機関となっている状況を踏まえた対応が必要」（「第2期教育振興基本計画」第1部Ⅱ(1)②）であると指摘されている。

「国民的教育機関」であるがゆえに、それにかかる費用について社会全体で負担し、家庭の経済状況に関わらずすべての意志ある高校生が安心して教育を受けることができるよう、2010年度から、公立高校在籍生徒の授業料の実質的な無料化と私立高校などに在籍する生徒に対する授業料負担の軽減措置がとられはじめ（渡部昭男 2011）、現在もこのような高校進学「後」の生徒への支援体制の拡充をめぐる検討は継続している。しかし、進学する「前」の指導、つまり「国民的教育機関」としての高校への進学を保障するための中学校の支援は十分なものとは言えない。なぜならば、各中学校で実施される教師が自ら作成したテストや、業者から購入し「実力テスト」などと称して校内で実施されるテストの結果のみでは他校の生徒との比較ができず、その結果、いわば運否天賦にまかせて高校入試に臨まざるを得ないからである。とりわけ、学科改編や新設校（統廃合によるケースも含む）の場合、それらの「国民的教育機関」への進学を保障する手立てを中学校が講じることは困難を極めるだろう。

このような状況に至った直接的な原因は、1993年2月22日の文部事務次官通知「高等学校入学者選抜について（文初高第243号）」が、中学校内での業者テスト¹の実施を禁止したことに求めることができる（業者テスト「追放」までの詳細な経緯は後述する）。この措置により、生徒は中学校外で実施される業者テスト（会場テスト）を受け、その結果示される全県における自分の順位等を確認し、入学を希望する高校を決定するようになった。今日、中学校外で実施される業者テストは、事実上、「国民的教育機関」への進学を保障するための手立てのひとつとなっていると言えよう。しかし、先の文部事務次官通知は、中学校に対し「業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと」を求め、かつ、「中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべき」としてしている。今日、中学校は、学校外で実施される業者テストの実施にかかわることはもちろん、その結果を把握することも許されていない。

義務教育段階の中学校から「国民的教育機関」への進学を保障する責任は中学校が負うべきであると考えられるが、1993年の業者テスト「追放」までに指摘されてきた業者テストの実施に伴う弊害が再び生じることが危惧されるため、一概に中学校における業者テストの再実施を求めることは妥当ではない。しかしながら、現状によって引き起こされている「国民的教育機関」への進学を保障するための支援が中学校の外で行われているという問題にも目を向けるべきではなからうか。

現在、「国民的教育機関」である高校への進学保障の手立てとして重要な役割を果たしている業者テストであるが、1993年の「追放」から今日に至る経緯とその動向は、これまでほとんど明らかにされてこなかった。本稿では、このような先行研究の空隙を埋め、今日の課題の一端を明らかにする。

2. 先行研究の検討

はじめに、業者テストの「追放」から今日に至る動向に関して、これまで十分な研究関心が向けられてこなかった事実を指摘する。国立国会図書館「サーチ 簡易検索 (<http://iss.ndl.go.jp/>)」において、検索語「業者テスト」を用いた検索を試み、1976年から2015年までの業者テストに関連する論文や雑誌記事を選び出し、その数の経年変化を整理したものが図1である。この図が明快に示すように、

業者テストに関して論じた論文・雑誌記事は 1976 年に初出し、業者テストを中学校から「追放」することを求めた文部事務次官通知（1993 年 2 月）の前後にピークを迎える。しかし、1995 年以降、業者テストについての先行研究はほぼ消失したまま今日に至っている。

その数少ない 1995 年以降の業者テスト関連先行研究の中に、現在の業者テストの「追放」後の動向や実状を明らかにした先行研究として、吉野浩一が 2012 年に執筆した「中学生の高校選択の現状と高校の情報提供のあり方」（政策研究大学院大学修士論文）が存在する。この論文は、中学生の高校選択の現状と高校の情報提供の実態について分析することにより、中学生の高校選択の現状に対応した高校の情報提供の在り方を明らかにすることを目的とした研究の成果をまとめたものである。当該研究の中で吉野は、中学生の高校選択の現状と高校の情報提供の実態について分析するにあたり、まず高校選択の現状を把握するため、埼玉県公立高校入学者選抜制度等の変更が高校選択に与える影響について分析し、「偏差値（業者テスト）追放」後も（業者テストの）偏差値が志望校決定率や進学率等に影響を与えていることを示している。また、普通科のある埼玉県立全日制高校およびそこに在籍する 1 年生を対象に実施した 2 つの調査結果の分析により、中学生の約 80% の学力判断の主要な情報源が業者テスト（偏差値）であり、中学生は偏差値を利用して志望する高校を決定していることを明らかにしている。さらに、偏差値を利用しない生徒は高校選択の決定時期が遅れる傾向も指摘している。この先行研究の成果からも、中学生が「国民的教育機関」としての高校に進学する際、現在でもなお、業者テストの結果が志望校の決定を左右する大きな要因となっていることが確認できる。しかし、吉野（2012）は、①埼玉県のみ的事例を扱い、②中学生が業者テスト（偏差値）を利用して志望する高校を選択・決定している事実を指摘するに留まるという限界も有していると言えよう。

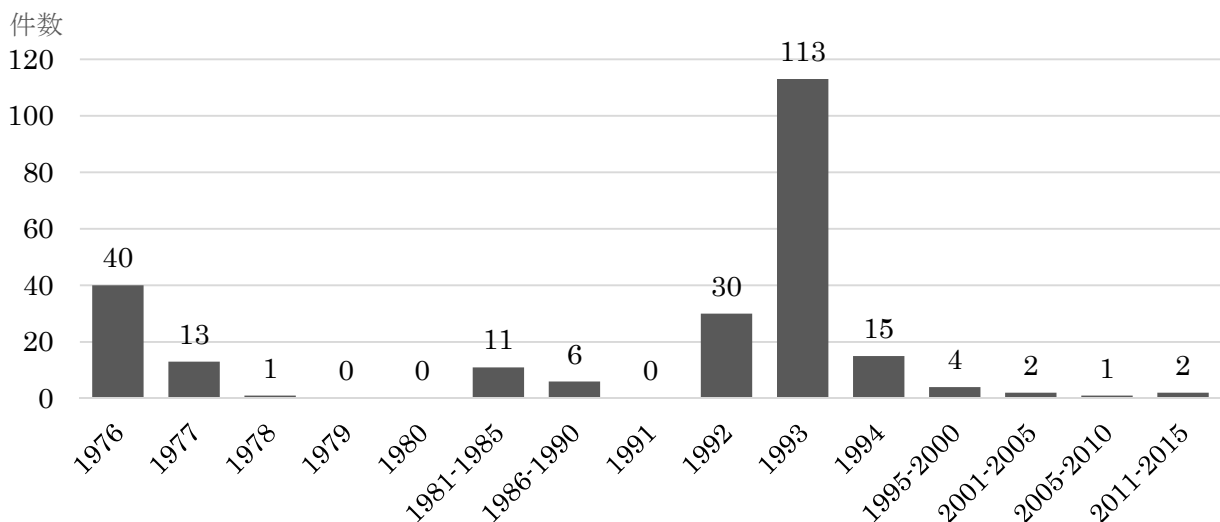


図1 業者テストに関する論文・雑誌記事数の推移（1976年-2015年）

出典：国立国会図書館「サーチ 簡易検索 (<http://iss.ndl.go.jp/>)」

検索語「業者テスト」を用いた検索結果を基に筆者作成

3. 本論文の課題と研究方法

このように、業者テストが中学校から「追放」された後の動向等についてはほとんど明らかにされていない。吉野（2012）を除いては、研究蓄積がほぼないのが現状である。よって本稿では、「追放」の後の全国的な業者テストの実施動向を俯瞰することを課題とする。

この課題を達成するため、本稿では、新聞記事データベースを活用し、1993年2月以降の業者テストに関連する新聞記事の数量的変化とその報道内容に注目する。今回は、初発の試みとして、朝日新

聞の記事検索サイト「聞蔵Ⅱビジュアル（筑波大学学術情報メディアセンター契約版・<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/dbinfo/kikuzo>）」における「シンプル検索」を用いる。

また、より具体的な事例の実態に迫るための予備的なインタビュー調査を実施する。今回対象としたのは、(a)A 県「中学校教育研究会（中学校教員によって構成され、キャリア教育の推進方策の検討や実践研究も実施する組織）」所属の教頭 1 名と (b) A 県の業者テスト実施団体の職員 1 名である。インタビューはそれぞれ (a) 2015 年 9 月 25 日、(b) 2015 年 10 月 2 日に行った。

4. 業者テスト「追放」までの経緯

業者テスト「追放」から今日までの動向を俯瞰する前に、業者テストが中学校に普及・定着した経緯について整理を試みる。この作業によって、業者テスト「追放」施策が当時の中学校に与えた影響力の大きさを示す試みとしたい。

偏差値が高校合格を目指した指導に用いられ始めたのは 1950 年代である。以下、矢倉（1993）に基づきながら、当時の経緯を素描する。当時、東京都内の中学校理科教員であった桑田昭三は、教師になって 2 年目（1952 年）に初めて中学 3 年生の担任になり、生徒に高校合格を目指した指導を行わなければならなかった。桑田が勤務していた中学校において、高校合格を目指した指導は経験と勘に頼ったものであった。その指導とは、前年度の 3 年生に実施した模擬テストと同じ問題の模擬テストを今年度の中学 3 年生に実施し、前年度高校に合格した中学 3 年生の模擬テストの成績と今年度の中学 3 年生の模擬テストの成績を比較検討し、「この模擬テストでこのくらいとっておけば〇〇高校には大丈夫だろう」というようなかなり大雑把なものであった。そこで桑田は経験を多く積んだ教師でも新人の教師でもほぼ確実に合格の可能な高校を生徒に指示できる方法を考え始めた。民間業者が作成した模擬テストの結果から生徒の偏差値を算出し、高校合格を目指した指導に利用しはじめたのである。この桑田の実践に対して、あるテスト業者が強い関心を寄せ、桑田を自らの会社に雇用した。その後、1965 年ごろから偏差値を用いた高校合格を目指した指導が一気に広がっていった。

しかし、このような指導に対しては、1970 年頃からいわゆる「偏差値輪切り」とあるとの批判が向けられるようになる。例えば、日本教職員組合の教育研究全国集会で、「偏差値輪切りで進路指導をすることはよくない」「1 点刻みの偏差値で子どもを高校に振り分けていくのは非教育的ではないか」という偏差値を用いた高校合格を目指した指導に対して否定的な意見が出されるようになった（矢倉 1993）。

そのような中、1976 年に大阪市で業者テストが最初に問題化した。それは高校合格を目指した指導での偏差値の弊害が目立つことや民間業者のテスト会場に中学校舎を貸すことは許されるのか、という論理で進められ、そこでは教員と業者の癒着関係が問題にされた。結果、大阪市教育長が中学校長会において自粛を求めることとなった（中澤 2014, p151）。その後、東京都教育委員会が初めて業者テストの実態を調査し、ほとんどの中学校で業者テストが実施され、8 割の学校では授業時間内に行われていることが分かった。ここでもやはり教師と業者の癒着が問題視された（中澤 2014, p.151）。こうした動きを受けて、文部省は全国的な調査に乗り出す。各都道府県へのアンケートによれば、業者テストを実施していない都道府県はなく、6 割の都道府県で授業時間中に業者テストを実施していた。こうした事態を受けて、文部省は教育者懇親会を開き意見を求めたが、具体的にどうしたらいいかは明確な方針を打ち出せず、高校入試が自治体によって多様であり、対策も異なるので、地元にあった対策的措置をとるように、という通達を文部省が出すという結論に落ち着いた（中澤 2014, pp151-152）。それを受け、文部省は「進路指導において、安易に業者テストに依存してはならない」「業者テストを授業時間内に行うのは教育活動に支障を来し望ましくない」「教師と業者の癒着といった疑念を招く行為は自粛する」ことなどを求めた文部省初等中等教育局長通達「学校における業者テストの取扱い等について」（文初職第 396 号、1976 年 9 月 7 日）を発出した。しかし、この通知は基本的には地方自治体の自助努力に委ねられたため、期待された効果には結びつかなかった。

そのため文部省は 1983 年に再び、業者テストの実施の自粛を求める、最高級の行政指導の形であ

る文部事務次官通知「学校における適正な進路指導について（文初職第 328 号）」を発出した。だがこの事務次官通知の効果もなかった。この点について、中澤（2014, p.153）は、「このときの業者テストの対応は、きわめて形式的なものであり、問題視されながらも、その解決のための具体策が実際に施されているようには見受けられない」と指摘している。

このような文部省の通達・通知にもかかわらず、業者テストに依存しない高校合格を目指した指導は広がらなかった。業者テストの結果得られる偏差値で入学できる高校の目安がわかるため、中学校教員の「子どもたちに中学（高校）浪人をさせたくない」という思いを実現するためには業者テストの偏差値が不可欠であったからだ（矢倉 1993）。そしてその後も、業者テストの偏差値に基づく高校合格を目指した指導は実施され続けた。

このような中で、埼玉県教育局は、1992年10月、県内の各中学校が業者テストの結果を私立高校に提出することを禁止した（小川 2000, p.135）。その後、新聞が業者テストを用いた事前相談²の不公平性（業者テストの実施日が統一されておらず、早期実施したところから問題が漏洩するなど）を指摘するようになり、鳩山邦夫文部大臣（当時）が閣議後の記者会見で、「業者テストが青田買いに利用されることはあってはならない。」と厳しく非難し（朝日新聞夕刊 1993年11月13日）、文部省が再び業者テストの利用実態に関する調査を実施することとなった。その結果、これまで同様、業者テストは全国に浸透しており、中学校が私立高校に業者テストの結果を提供しているケースは9都県に上ることが明らかになったのである（中澤 2014, p.153）。そして1993年1月、高校教育や入試の在り方を検討する教育改革推進会議が業者テストの具体的な是正策を提言し（中澤 2014, pp.153-154）、これを受けて2月22日の文部事務次官通知「高等学校入学者選抜について」によって業者テストは中学校から「追放」された。

図2は、1993年1月26日に文部省が発表した「中学校における業者テストの実施状況」から、都道府県別の業者テスト実施状況を整理したものである。「追放」の直前、業者テストが中学校に深く根づいていたことが読み取れる。

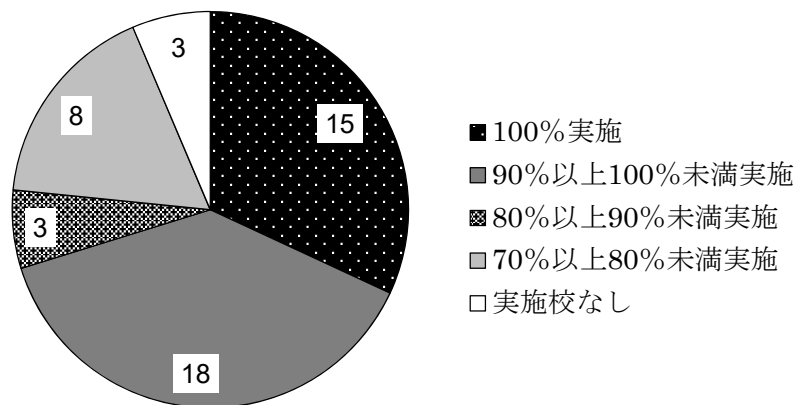


図2 業者テスト実施率別都道府県数（1992年度）

出典：木津治矢（1993）「14都県が偏差値データを提供 中学校における業者テストの実施状況」『内外教育(4398)』時事通信社 pp.2-3 を基に筆者作成

5. 「追放」後から現在までの業者テストの動向

このように広く中学校教育に浸透していた業者テストであるが、1993年2月22日の通知をもって「直ちに」「業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと」が求められた。しかしながら、本稿「2」で整理したとおり、その後の動向はほとんど明らかになっていない。

ここでは、朝日新聞記事に基づき、1993年から今日までの業者テストの動向を俯瞰して捉えること

とする。まず、検索語「業者テスト 偏差値 中学」によって記事検索を行い、その結果得られた初出記事（1984年）以降の記事数の推移を図3として示す。業者テストについての新聞記事は、1980年代にはほとんど確認されない状態が続くが、1990年代に入り、業者テストが中学校から「追放」される1993年にかけて急増したことがわかる。しかし、1995年以降、業者テストへの関心は急速に薄れていく。業者テストに関する記事数は、関連論文・雑誌記事数よりも多いことが確認できるが、ピーク時から急激に減少するという傾向は共通している。

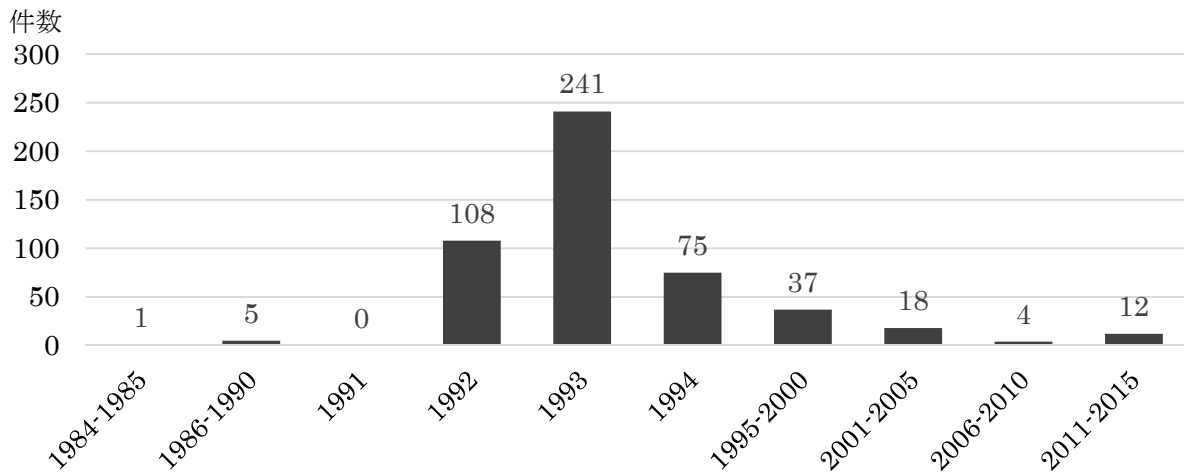


図3 業者テストに関する朝日新聞記事数の推移（1984年-2015年）

出典：朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル（筑波大学学術情報メディアセンター契約版）」

(<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/dbinfo/kikuzo>)

検索語「業者テスト 偏差値 中学」を用いた検索結果を基に筆者作成

次に、業者テストが「追放」された1993年2月22日から2016年3月1日までの間に発行された朝日新聞が掲載する業者テスト関連報道（読者投稿、図書・講演会・セミナー紹介記事などを除く）から、テストの実施にかかわる内容を抽出し、概要をまとめた上で時系列に整理する（表1）。

表1 朝日新聞記事に見る「追放」後の業者テストの動向

年	月	日	記事概要
1993	3	6	佐賀県教職員組は合3月6日までに業者テストについて、将来廃止を目指す基本方針に変わりはないが、当面は継続して実施するよう、県教育委員会と県中学校長会に申し入れることを決めた。 「業者テスト、当面は継続を『廃止で現場混乱』佐賀県教組」（夕刊 p.10）
		12	静岡県内最大手の業者テスト作成会社の東海図書が廃業することを発表した。東海図書は静岡県内の76%の中学校で中学生を対象に偏差値や志望校内順位を出す通称「東海テスト」を実施していた。しかし、2月22日の文部事務次官通知を受け、静岡県教育委員会が各中学校あてに事実上、業者テストを禁止する通知を出したことから、今後の経営継続は困難と判断し会社を解散した。 「静岡の大手、廃業表明 業者テスト『廃止』が直撃」（朝刊 p.30）
		15	3月14日に東京都と千葉県で、早速、来春高校を受験する中学2年生向けの業者テストを中学校外の13会場で行った。その時の業者テストの宣伝は中学校から協力を得て実施した。半数以上の中学校で宣伝のためのポスターの掲示や申込書の配布を許可していた。生徒の希望で、申し込みの受け付けや受験料を徴収する中学校も存在した。さらに、業者テストの受験を奨励する教師も存在した。 「『会場テスト』、東京・千葉ではや実施 業者テスト校外で」（朝刊 p.27）

	23	福岡県では3月22日の福岡県中学校校長会の役員会で、業者テストを休日など授業時間外で中学校を会場に実施することに便宜を図ることを決めた。「今の入試方法では、全体の中での生徒の位置を知るため、業者テストは切れない」ためである。具体的には、授業時間外に業者が中学校を「目的外使用」してテストを行う場合は、「便宜をはかることも必要」と判断したということだ。そして生徒が多数登校して参加する場合、「教師がボランティアで登校する必要がある。」 「業者テストの授業外実施は協力 福岡県中学校長会【西部】」(朝刊 p.30)
4	26	4月25日には群馬でも、12000人の中学3年生が業者テストを受験した。受験会場の中には、父母が会場を借り、試験監督などを行う会場も存在した。 「学校外で業者テスト 中3 1万2000人が受験」(朝刊 群馬版)
5	22	5月21日に、47全都道府県が「高等学校入学選抜について」を全面的に実施する意向であることが、朝日新聞社が都道府県教育委員会の責任者に行ったアンケートで明らかにされた。 「業者テスト禁止で都道府県ほぼ足並み 解釈ばらつく 朝日新聞社調査」(朝刊 p.1)
6	9	1992年度まで業者テストにかかわっていた山形・福井両新聞社が2月22日の文部事務次官通知を受け、業者テストの中止を決定した。 「地方8社が『業者テスト』排除通知に様々な対応」(朝刊 p.29)
7	25	塾主催のテストの申込者が昨年の3倍に増加したと報じられた。 「塾の夏期講習盛況 中学校業者テスト追放で余波 九州各地」(朝刊 p.26)
9	13	9月12日には東京都、茨城県、群馬県で中学校外の会場で業者テストが実施され、東京都では約3万人の中学3年生が受験した。 「会場テストに3万人 中3、秋の陣 教師『止められぬ』」(朝刊 p.23)
	16	茨城県では9月15日に、中学校での業者テスト排除に伴い県内の塾で組織された「茨城統一テスト協議会」(山本俊一会長)主催の初の「茨城統一テスト」が中学3年生を対象に行われた。207塾が参加し、360会場で約9400人が受験した。 「『志望校受験の参考に…』県内で初の『塾統一テスト』」(朝刊 茨城版)
10	4	佐賀県学習塾協同組合と佐賀市のテスト業者である受験研究会出版が10月3日、中学3年生を対象にした合同公開模擬試験を県内87会場で実施した。同組合によると、文部省が業者テストを中学校から「追放」して以来、業者あるいは塾が単独でテストを催す例は増えているが、今回は両者が合同で実施した。合同模擬試験に加わったのは県内79塾で、うち20塾が組合加盟。受験者は塾の生徒を含む2500人で、県内の中学3年生の約20%にあたる。 「塾と業者が合同テスト 中3全体の2割が参加 佐賀」(朝刊 p.20)
	10	山梨県甲府市塩部2丁目の私立駿台甲府高校(八田政季校長)で10月9日、県内では今年度最大規模の会場テストが行われた。同校と駿台進学研究会が、「業者テスト廃止」を受けて、初めて県内の中学生向けに企画した「山梨県進学適性試験」で富士吉田市の会場も合わせて約1300人の中学生が受験した。 「駿台甲府高校で会場テスト、1300人受験 県内で最大規模」(朝刊 山梨版)
	21	埼玉県内において中学校教師が生徒に業者テストの受験を勧め、3者面談の際にテストの偏差値を持参するよう指示していた。 「教師に支持派と我慢派(模索・脱偏差値 94 高校入試)」(朝刊 埼玉版)
11	17	神奈川県では県内約80の塾を会場に11月14日、約5000人の中学3年生が参加して「第一回神奈川オープン模試」が開かれた。神奈川の民間模試としては最大の規模である。主催は大手業者ではなく、中小の塾が中心になって結成した有志グループ「私塾振興会」だった。 「学習塾(変わる高校入試)現場から」(朝刊 神奈川版)
	23	福岡県において9月の中学校外の会場で実施された業者テストを、昨年より1万3000人多い3万人が受験し、23日の公開テストには、県内の3年生の6割、約4万人の参加を見込んでいる。 「進学塾、受験指導に強気 業者テスト廃止(ニュースアングル)」(朝刊 福岡版)
	27	千葉県では、来年の高校入試に向け、私立大学や予備校などを会場にして受験業者が行う「会場テスト」の受験者数が月を追うごとに増えている。11月の第3日曜日は3社の会場テストが重なって合計で約21000人が受験した。県内の中学3年生78252人の約4分の1にあたる数だった。 「目安はやはり必要? 会場テストの受験者増(揺れる入試)」(朝刊 千葉版)

	12	23	12月22日に千葉県で、市川市内の中学校で、業者主催の会場テストの結果を教師が受け取っていたことが明らかになった。受け取ったデータを生徒に配った学校も存在した。 「会場テストの結果を業者が配布 市川の中学校」(朝刊 千葉版)
1994	2	23	埼玉県では中学3年生の2人に1人が会場テストを受けた。 『偏差値追放』のその後 埼玉県」(朝刊 p.7)
	3	28	鹿児島県で、従来と同じように業者テストが数回、中学校を会場に行われたことが明らかにされた。昨年11月にあったテストは県内277の公立中学校のうち、273校が会場になり、約23000人の中学3年生が受験し、テスト結果はすべて学校側に伝えられた。 「根強い偏差値頼み 業者テスト排除に地方反乱」(朝刊 p.13)
	4	25	業者テスト廃止は、首都圏での過剰な受験競争や偏差値による私学の青田買いの横行が発端だった。しかし、高校受験競争がさほどでない県内では「業者テスト廃止が、受験生の不安をあおり、逆に私学の『青田買い』を助長する恐れがある」とする声も多かった。それが現実のものになった今、県教職員組合の望月真・教文部長は「結局、業者テスト廃止を逆手にとった私公立が生徒を持っていった。小手先の高校入試改革ではどうにもならない」と嘆く。 「推薦人気『青田買い』が現実(検証94 高校入試:2)」(朝刊 山梨版)
	5	19	来春の高校入試に向け、県内の各塾やテスト業者の間で、「会場テスト」を巡る動きが活発になっている。テスト業者は、塾を窓口にすることで全県的なテストを狙う一方、塾の中には連合体を組織し、業者テストだけでなく、進学情報までも交換しようという動きも出ている。これに対し中学校現場からは「業者テストが禁止され、せっかく学校内から偏差値を追放しても、学校外で高校のランク付けや受験競争に拍車がかかっては困る」という声が上がっている。 「塾や業者、相乗りで参入 中学の業者テスト禁止で会場テスト」(朝刊 山梨版)
	7	3	業者テスト廃止について中学校の先生にアンケート(この調査は、県内100校のすべての中学校が対象となった。昨年度3年生の進路指導担当に答えてもらったが、全校から回答があった。)賛成15%、反対30%で、半数がどちらとも言えないと答えた。しかし、教師の負担が増えたと感じた人は90%と圧倒的。「校長会テスト」についても、90%以上が「必要だった」「今後も必要」と考えていた。「業者テストの廃止が偏差値偏重を是正したと思うか」との問いには、「思う」はわずか9%、「思わない」が72%と大勢を占めた。理由は「偏差値に準ずるものを必要とした」「今までが偏差値偏重ではなかった」「偏差値を求める高校がいまだにある」などがあげられた。 「偏差値偏重は正されず 業者テスト廃止で山教組がアンケート」(朝刊 山梨版)
	10	20	福岡県内の中学で実施されている三年生対象の「実力テスト」で、得点を県内偏差値に換算する表などのマル秘の印を押された資料が、テストを作成した業者から複数の中学校に渡されていることが19日、朝日新聞社の調べで明らかになった。業者側は「受験を目的としたものではない」としているが、実際にはこの偏差値を受験指導に活用している学校もある。 「中3対象 実力テストに偏差値表 主催の業者が学校配布 福岡」(朝刊 p.31)
	11	10	業者テストを入試に利用せず、選抜方法を多様化することを柱にした昨年高校入試制度改革は、中学校の教育現場をどのように変えたのか。千葉市の県教育会館で先月下旬、シンポジウムが開かれ、県内の教師や父母、高校生ら約120人が参加した。多くの受験生は、塾などが実施する会場テストなどによって自分の偏差値を知ったうえで高校入試に臨んでいたことが報告された。ある母親は、公立中学校の中には校内に申込書を置いたところもあったと話した。 「どう変わった? 中学の教育『高校入試改革』でシンポジウム」(朝刊 千葉版)
		21	会場テストは今月6日にも、北辰図書主催で行われ、埼玉の中学3年生の半数以上にあたる約46000人が参加した。県内の私立高校と専門学校だけでは会場が足りず、東京都の北区や文京区、練馬区、豊島区、小平市の会場まで足を運んだ生徒もいる。 偏差値は消えていないどころか、会場テストの偏差値が塾を通して、私立高校に渡されている例を指摘する教師も少なくない。 「脱偏差値? 揺れる進路指導 業者テスト追放から2年目」(朝刊 p.11 版)

	12	8	<p>「偏差値教育を助長する」として文部省から廃止の通知を受けていた業者テストを実施していたことが7日わかった県内9つの公立中学では、「教師自身が作成するテストより客観的」というのが利用の主な理由だった。県教委は実態調査を進め、通知をさらに徹底させることを決めたが「業者テストを利用せざるを得なかった教育環境に、根本的な問題があるのでは」という声も上がっている。県内の大手業者「広学図書」(本社・広島市)のテストを、授業中または放課後に実施し、採点は教師自身がしたという。</p> <p>『『教師作問より客観的』 9公立中で業者テスト実施していた』 (朝刊 広島版)</p>
	16		<p>県内の中学校9校が授業中などに業者テストをしていた問題で、県教委は15日、各校の状況調査の結果を発表した。うち2校が業者に採点をまかせたり、資料提供を受けたりしていた、としている。</p> <p>それによると、各学校とも広学図書の「公開習熟度テスト」を購入。3年生を対象に1—4回実施してきた。芦品郡新市町立中央中学校では、実質的に校内の偏差値の役割を果たす「合計点分布表」などの資料も受け取っていたという。</p> <p>「2校が資料提供を受ける 業者テスト実態調査」(朝刊 広島版)</p>
	24		<p>「業者テスト」は「会場テスト」と名を変えただけで、在学していた中学校でも、先生が受験を勧め、半数以上の生徒が受験しました。また、「入試相談」で、2学期中に合格内定を得ていた生徒もいました。</p> <p>「何も変わらぬ高校入試の姿」(朝刊 p.5)</p>
1997	11	28	<p>年6回前後、県内の学習塾が一斉に行う「茨城統一テスト」は県内の300以上の塾が参加し、1年間で最大規模のものとなった。冬休み前の統一テストは、毎年約8000—9000人の中学3年生が受験するという。今春の県立高校合格者は約27000人だから、3割前後が受けていることになる。「自信塾で『よい子』に(点数化 だれのために:4)」(朝刊 茨城版)</p>
	12	2	<p>県内統一テストは、県内各地の塾が共通で実施している。毎回、県内の中学3年生約25000人のうち約10000人が受ける。受験者全体の順位と学区内の順位が出る。</p> <p>「データ 私学受験勧める(狂騒曲 高校入試をめぐって)」(朝刊 群馬版)</p>
1999	3	26	<p>学校外で受けた模試の結果を参考にして進学先の高校を決めた中学生は22%だったことが25日、文部省が10年ぶりに実施した進路指導に関する全国調査でわかった。東京では、校内で業者テストを受けさせる中学校はなくなった。その代わり、校外模試の申込書を進路指導の部屋に置いて「希望者は申し込みなさい」と呼びかける学校が多い。業者側は、校外模試のほか、塾でテストを実施。その成績と実際の可否のデータを集め、高校ごとに合格可能性を出した資料を販売している。いまでも中学校に配られ、進路指導の資料として使われている。</p> <p>「中学生『校外模試を参考に進路決定』22% 文部省調査」(朝刊 p.38)</p>
2003	1	15	<p>業者によると、志望校での順位を知ろうと中学3年生の9割が業者テストを受けている。</p> <p>「受験 春日部市の母親(引っ越しちゃうぞお:3)」(朝刊 p.31)</p>
	10	2	<p>東京では民間業者のテストは、かつてほどの勢いはない。高校入試が多様化するなど、集積されたデータを生かす手法は単線ではなくなってきている。</p> <p>「情報力 広がるデータ活用法(教育産業 転換の教育:4)」(朝刊 p.1)</p>
2006	11	10	<p>生徒は民間業者が学校外で実施するテストを受けるようになった。1回4000円程度で、複数回受験する生徒も多い。現在、3年生の2学期で8~9割が受けるといい、私立高も含め、志望校を決定する際、生徒、保護者、教師との三者面談などで判断材料となっている。</p> <p>『『公的テスト』復活へ 高校入試の客観的データ確保 県教育局容認』(朝刊 p.33)</p>
2012	9	5	<p>受験生のほぼ全員が学力検査を受けることになり、出題傾向も変わる来春の公立高校入試。少しでも「テスト慣れ」しようと、民間業者が主催する模擬テストを受ける受験生が増えている。一部の中学校では、業者テストを校内で実施する動きも出てきた。厚木市のある市立中学校は、業者テストを校内で実施することを決めた。9月下旬、平日の授業中に実施し、採点は業者が行う。受験料1400円のうち、1000円は市教委の学力向上予算をあてる。秦野市では数年前から9校中5校が校内で業者テストを実施しており、今年も秋に予定している。同市教委は「文科省の通知は承知しているが、最終的には校長の判断」としている。</p> <p>「(変わる高校入試) ほぼ全員に学力検査、本番に備え業者テスト、受験者増」(朝刊 p.29)</p>

2014	11	5	<p>93年の文部省通知後、いったん下火になったが、私立高が業者テストを入試に使う慣習は、都内では10年以上前から少しずつ広がってきた。2002年に、高校入試に使う内申書の評価が、5～1の配分が決まっている「相対評価」から、「絶対評価」に移行して、拍車がかかったという。</p> <p>東京私塾協同組合の長原昌弘副理事長は「明らかに5が増え、内申点は合否判定の参考にならなくなってしまった」。業者テストの重要性が高まり、推薦や一般入試に使う高校が増えていったという。</p> <p>「(ニュース Q3) 模試成績も合否材料、文部省は禁じているが」(朝刊 p.35)</p>
------	----	---	--

出典：朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル（筑波大学学術情報メディアセンター契約版）」

(<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/dbinfo/kikuzo>)

検索語「業者テスト 偏差値 中学」を用いて検索した結果得られた記事について筆者が概要を作成した。

表1として整理した朝日新聞の記事からは、次のような動向が看取できる。

1993年2月22日の業者テストの「追放」直後、中学生や中学校教師、教育委員会、業者テストの実施団体に様々な動きが見られた。廃業する実施団体が存在すれば、実施場所を中学校外の会場に移して業者テストを行い多くの中学生を集めた実施団体も存在した。この中学校外の会場での業者テストの実施において、中学校の中には、その宣伝のためのポスターの掲示や申込書の配布に協力したり、生徒の希望で申し込みの受け付けや受験料の徴収を行ったりした中学校が存在した。また、業者テストを当面は継続して実施するよう、自治体の教育委員会や校長会に申し入れた教職員組合が存在したり、業者テストを休日など授業時間外に中学校を会場として実施することに便宜を図ることを決定し、その際に生徒が多数登校する場合には教師がボランティアとして登校する必要があると言及した校長会も存在したりした。さらに、父母が業者テストの受験会場を手配し、試験監督を行う業者テストも存在した。

「追放」後、1年が経過しても、中学校内で業者テストを実施する県が複数存在したり、業者テストの申込書を校内に置く中学校が存在したりした。業者テストの廃止について否定的である教師が3割存在するという調査結果を発表した県も存在した。

その後、業者テストの動向についての新聞記事はしばらく消失していたが、業者テストの「追放」から約5年後に、多くの中学生が業者テストを受験しているということが伝えられはじめ、その約1年後に文部省から、「22%の中学生が中学校外で受けた模試の結果を参考にして進学先の高校を決めた」という調査結果が発表された。そして東京では、校外模試の申込書を進路指導室に置いて業者テストの受験を奨励したり、中学校に業者が配布した中学校外の会場で実施された業者テストの結果をまとめた資料を利用した高校合格を目指した指導を行ったりしていた。

2000年代に入ると、9割の中学3年生が受験する業者テストの存在や、市教育委員会の予算で業者テストの受験料の補助を行って中学校内で業者テストを実施している中学校や「文部省の（業者テスト『追放』の）通知は承知しているが、最終的には校長の判断」として業者テストを実施している中学校が存在していることが明らかになった。

以上の業者テストの1993年「追放」から今日までの新聞記事を見る限り、業者テストは中学校から完全に「追放」されていなかったと結論づけることができよう。1993年2月22日の事務次官通知「高等学校入学者選抜について」は、「中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり、授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし、また、教職員は業者テストの費用の徴収や監督、問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。そのため、学校の管理運営及び教職員のサービスの適正が図られるよう直ちに改善すること。」と述べられているにもかかわらず、業者テストの実施に関わり続けていた中学校が存在したのである。

6. 業者テストの現在

次に、筆者自身が行ったA県におけるインタビューの結果を中心に、業者テストをめぐる今日の課題の一端を明らかにする。

今回のインタビューはA県中学校教育研究会進路指導部会所属の教頭B氏、もう1名は業者テス

ト実施団体の職員 C 氏から、それぞれ承諾を得て実施した。

まず、B 氏は「現在、A 県における業者テストを受験するのは学力の上位層だ。昔は強制的に業者テストを受験させていたため、受験率もほぼ 100%であったが、自主的に中学校外の会場で受験する形の現在の業者テストでは学力下位層の生徒は受験しない」と話す。また、「業者テストの結果を持参するように言う教師も存在する」と続けた。

次に C 氏は「A 県における業者テストは『追放』後、受験者が『追放』前の 3 割にまで減少した。そのためテストを継続して実施するか悩んだ時期も存在したが、平成 10 年には受験者が『追放』前の 50~60%にまで回復した。そして、現在は、A 県における中学 3 年生の 70~80%程度が受験している」と話し、「受験会場は、個人申し込みの場合は A 県内の私立高校、学習塾で申し込みの場合はその学習塾、受験料は 1 回 3800 円、実施回数は平成 27 年度に 5 回実施し、平成 28 年度に 6 回の実施を予定している」、「平成 24 年度から中学 2 年生や中学 1 年生を対象とした業者テストも開始した。」と A 県における現在の業者テストの動向について言及した。さらに、C 氏は現在の中学校と業者テストの関わりについて次のように述べた。「年度末（2 月ごろ）になると、各中学校から次年度の業者テストの実施日の問い合わせがある。これは、学校行事と業者テストの日程が重なると、保護者からクレームが寄せられることがあるから。」

以上のインタビューから明らかになったことは、次のように整理できる。

まず、「学力下位層の生徒」を除き、70 - 80%の中学 3 年生が業者テストの結果得られる偏差値等の情報に基づいて志望校選択を行っていると言われている点である。A 県においても、業者テストが「国民的教育機関」である高校への進学を保障するための手立てのひとつとなっていると言えよう。また、A 県においては、業者テストの結果を持参するように指示する教師が存在したり、中学校が業者テストの実施団体に連絡を取り、次年度の業者テストの実施日程を確認したりするなど、中学校から業者テストが「追放」されているとは言い難い現状が浮かび上がってきた。

また、A 県では 1 回の業者テストの受験料が 3800 円であることも把握できたが、これは 1993 年 1 月公表の文部省調査が明らかにした当時の受験料のほぼ 2.5 倍に相当する額である。（当該調査結果については木津（1993）によった。）受験料の上昇は、経済的に困窮する家庭の生徒にとって、業者テスト受験を妨げる要因となり得る。受験料の高額化は他の自治体でも確認され、1992 年度当時の約 7 倍に及ぶケースも見られる³。また、受験会場が限定されるため、遠隔地等に在住する生徒は交通費を負担せざるを得ず、不利な立場に置かれていると言えよう。

2009 年現在、子どもの相対的貧困率は 15.7%、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 14.6%と算出され（内閣府 2014, p.30）、およそ 6 人に 1 人の子どもが貧困状態にある。家庭の経済的な状況によって業者テストの受験が妨げられ、それによって「国民的教育機関」である高校に進学する上での不利益を被っている生徒が少なからず存在している可能性があることにも目を向ける必要があるのではないか。

7. 結論と今後の課題

(1) 結論

まず、「高校へ進学すること」の意味が 1993 年の業者テスト「追放」前と現在では大きく異なるということである。今日、高校が「国民的教育機関となっている状況を踏まえた対応が必要」な時代を迎え、「高等学校等就学支援金制度（2015 年度までは「公立高等学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度」）」が運用されている。高校への進学を保障するための支援の在り方をめぐる議論は、これを前提としたものでなくてはならないだろう。

このような中で、中学校は、高校への進学を保障するための支援を十分に提供できない状況に置かれている。中学生は中学校外に高校合格のための支援を求め、業者テストを受験しているのが現状である。その一方で、一部の中学校は業者テストと関わりを現在でも継続し、「追放」措置自体が不徹底な状態となっているケースもあることが指摘できる。

さらに、業者テスト受験料の大幅な上昇と受験会場の限定化により、経済的に困窮している生徒や受験会場から離れた地域に居住する生徒に、経済的・身体的負担をもたらしているという問題が浮かび上がる。子どもの相対的貧困率の上昇傾向に鑑みれば、この問題は決して見過ごすべきではない。

(2) 今後の課題

第1の課題は、本研究で得られた知見を基に、研究対象の範囲を拡大し、より多面的な視点から現在の業者テストの実像に迫ることである。本稿は、先行研究の空隙を埋めるための第一歩に過ぎない。今後の活発な研究が求められる。

第2の課題は、「公的テスト」の実態についての研究を進めることである。本稿「5」における新聞記事検索の過程で、業者テスト「追放」への対応策の一つとして教育委員会などが実施する「公的テスト」の存在を確認した。公的テストは、今日の業者テストに付随する諸問題を解決し得るのか否かという根源的な問いに答えるためにも、1993年以降の「公的テスト」の展開と今日の実態を明らかにすべきだろう。

これらの課題に取り組む上では、2011年1月に中央教育審議会が「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」をとりまとめ、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」としてのキャリア教育を提唱したことを視野に収める必要がある。1999年に同審議会は、若年者雇用問題への緊急対応策に傾斜したキャリア教育の実施を提唱したが、このような「草創期のキャリア教育」は大きな質的変容を遂げて今日に至っている（藤田 2014, pp.45-68）。今日、「幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を充実」するとの方針（「第2期教育振興基本計画」第2部 I 1(4)）の下で、各学校におけるキャリア教育実践の拡充が確認される。1993年当時の中学校における進路指導実践と今日のキャリア教育実践との違いを踏まえた上で、「業者テスト」や「公的テスト」の目指すべき方向性を探らなくてはならない。

【註】

- 1 業者テストとは、「業者の作成に係る中学生向けのテストでその採点処理を業者が行い、その結果の諸資料を各中学校や生徒に送付しているもの」（文部省 1976）をさす。しかし、1993年「追放」以降は、中学校外の会場で実施され、その結果の諸資料は各中学校に送付されていない。このような業者テストを「会場テスト」と呼ぶことがある。
- 2 ここで言う「事前相談」とは、中学校が、生徒が進学をする私立高校に2学期末の成績等に基づいて可否の可能性について相談し、高校側がそれに基づいて可否の見通しを述べる機会を指す。
- 3 1993年1月公表の文部省調査が示した当時の業者テスト受験料（木津 1993）と、同一自治体において今日業者テストを実施する団体のウェブサイト上に公開されている現在の受験料を基に算出した。

【文献】

- 小川洋（2000）『なぜ公立高校はダメになったのか』 亜紀書房
- 木津治矢（1993）「14都県が偏差値データを提供 中学校における業者テストの実施状況」『内外教育（4398）』時事通信社, pp.2-3
- 児玉邦二（1993）「教育の断面 業者テスト追放を考える」『教職研修 21(12)』教育開発研究所 pp.16-17
- 内閣府（2014）『平成26年版 子ども・若者白書』日経印刷
- 中澤渉（2014）「教育政策が全国に波及するのはなぜか—業者テスト問題への対処を事例として—」『東京大学大学院教育学研究科研究紀要 第44巻』東京大学教育研究科 pp.149-157
- 藤田晃之（2014）『キャリア教育基礎論』実業之日本社

矢倉久泰（1993）「偏差値・業者テストを問う」『教育評論』アドバンテージサーバー, pp.14-19

吉野浩一（2012）「中学生の高校選択の現状と高校の情報提供のあり方」政策研究大学院大学修士論文 政策研究大学院大学 <http://www3.grips.ac.jp/~education/education/report/3rd/> 2016年3月15日閲覧

渡部昭男（2011）『無償教育の漸次的導入』係る政策変容：高校授業料無償化を中心に』社会科学研究年報第41号』龍谷大学社会科学研究所, pp102-121